

## 議案第 9 1 号

渋川市印鑑登録及び証明に関する条例の一部を改正する条例を次のように制定する。

令和 4 年 9 月 5 日提出

渋川市長 高 木 勉

渋川市印鑑登録及び証明に関する条例の一部を改正する条例

渋川市印鑑登録及び証明に関する条例（平成 1 8 年渋川市条例第 1 4 8 号）の一部を次のように改正する。

第 3 条第 1 項中「。この場合の代理人は、前条に規定する印鑑の登録資格を有する者でなければならない」を削る。

第 1 8 条を第 1 9 条とし、第 1 5 条から第 1 7 条までを 1 条ずつ繰り下げる。

第 1 4 条第 1 号中「とき」の次に「（前条の規定による申請をする場合を除く。）」を加え、同条を第 1 5 条とする。

第 1 3 条の次に次の 1 条を加える。

（多機能端末機及び利用者操作用端末機による印鑑登録証明書の交付）

第 1 4 条 前条の規定にかかわらず、印鑑登録者は、利用者証明用電子証明書（電子署名等に係る地方公共団体情報システム機構の認証業務に関する法律第 2 2 条第 1 項に規定する利用者証明用電子証明書をいう。）が記録された個人番号カード（行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成 2 5 年法律第 2 7 号）第 2 条第 7 項に規定する個人番号カードをいう。）を用いて自ら多機能端末機（地方公共団体情報システム機構の使用に係る電子計算機を經由して、市長の使用に係る電子計算機と電気通信回線で接続された通信端末機であって、証明書を自動的に交付する機能を有するものをいう。）又は利用者操作用端末機（市長が設置する端末機であって、証明書の交付を申請する機能を有するものをいう。）を利用することにより、証明書の交付を市長に申請し、その交付を受けることができるものとする。

附 則

この条例は、令和4年11月1日から施行する。ただし、第3条第1項の改正規定は、公布の日から施行する。

#### 理 由

印鑑登録証明書の自動交付サービスを開始するため、所要の改正をしようとするものである。

渋川市印鑑登録及び証明に関する条例の一部を改正する条例（案）新旧対照表

（傍線の部分は改正部分）

改 正 案	現 行
<p>（印鑑の登録申請）</p> <p>第3条 印鑑の登録を受けようとする者（以下「登録申請者」という。）は、印鑑登録申請書に登録を受けようとする印鑑を添えて自ら市長に申請をしなければならない。ただし、疾病その他やむを得ない理由のため、自ら申請することができないときは、代理人により申請することができる<u>_____</u>。</p> <p>2 （略）</p> <p><u>（多機能端末機及び利用者操作端末機による印鑑登録証明書の交付）</u></p> <p><u>第14条 前条の規定にかかわらず、印鑑登録者は、利用者証明用電子証明書（電子署名等に係る地方公共団体情報システム機構の認証業務に関する法律第22条第1項に規定する利用者証明用電子証明書をいう。）が記録された個人番号カード（行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号）第2条第7項に規定する個人番号カードをいう。）を用いて自ら多機能端末機（地方公共団体情報システム機構の使用に係る電子計算機を經由して、市長の使用に係る電子計算機と電気通信回線で接続された通信端末機であって、証明書を自動的に交付する機能を有するものをいう。）又は利用者操作端末機（市長が設置する端末機であって、証明書の交付を申請する機能を有するものをいう。）を利用することにより、証明書の交付を市長に申請し、その交付を受けることができるものとする。</u></p> <p>（印鑑登録証明の拒否）</p> <p>第15条 市長は、次の各号のいずれかに該当するときは、印鑑登録の証明を拒否するものとする。</p> <p>（1）登録証を提示しなかったとき<u>（前条の規定による申請をする場合を除く。）</u>。</p> <p>（2）・（3） （略）</p> <p>（閲覧の禁止）</p>	<p>（印鑑の登録申請）</p> <p>第3条 印鑑の登録を受けようとする者（以下「登録申請者」という。）は、印鑑登録申請書に登録を受けようとする印鑑を添えて自ら市長に申請をしなければならない。ただし、疾病その他やむを得ない理由のため、自ら申請することができないときは、代理人により申請することができる。<u>この場合の代理人は、前条に規定する印鑑の登録資格を有する者でなければならない。</u></p> <p>2 （略）</p> <p>（印鑑登録証明の拒否）</p> <p>第14条 市長は、次の各号のいずれかに該当するときは、印鑑登録の証明を拒否するものとする。</p> <p>（1）登録証を提示しなかったとき<u>_____</u>。</p> <p>（2）・（3） （略）</p> <p>（閲覧の禁止）</p>

第16条 (略)

(事実の調査)

第17条 (略)

(渋川市行政手続条例の適用除外)

第18条 (略)

(委任)

第19条 (略)

第15条 (略)

(事実の調査)

第16条 (略)

(渋川市行政手続条例の適用除外)

第17条 (略)

(委任)

第18条 (略)